

令和 8 年麻薬年間届記入要領（研究者）

1 提出窓口

業務所の所在地を所管する保健福祉事務所食品・生活衛生課

（長野市については長野市保健所食品生活衛生課、松本市については松本市保健所食品・生活衛生課）

2 提出期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）必着

3 提出部数

2 部（3 部作成し、1 部は届出者の控えとしてください。）

4 届出事項

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 1 年間における麻薬取扱数量等

なお、麻薬年間届の作成にあたっては、**必ず麻薬の現品の数量を確認してください。**

5 記入上の留意事項

記入例を参考に、インク又はボールペン等の字が消えないものを用い、次により記入してください。

(1) 「免許証番号」

届出者の麻薬取扱者免許証の免許番号を記入してください。

(2) 「氏名」

届出者の氏名を記入してください。

(3) 「品名」

麻薬製剤別、規格別に記入してください。

原末を倍散等に調製した場合は、それぞれ別の麻薬として記入してください。

販売名称に変更があった品目は、旧製品と現行品を別の麻薬として記入してください。

（例）旧製品：オキノーム散 0.5% (0.5g、1g、2g)→現行品：オキノーム散 2.5mg、5mg、10mg

(4) 「単位」

錠剤は「T」、注射剤は「A」又は「V」（ただしケタラールは「mL」）、カプセル剤は「C」、坐剤は「個」、貼付剤は「枚」、オプソ内服液・オキノーム散などの分包品は「包」、その他の粉剤は「g」、液剤は「mL」

(5) 「受入数量」

ア 麻薬卸売業者から購入した数量

イ 届出業務所内で調製した数量（倍散等）

ウ 麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項又は同法同条第 12 項第 2 号（譲渡し）の許可を受けた者から譲り受けた数量

エ 麻薬及び向精神薬取締法第 36 条第 2 項（免許が失効した場合等の措置）により譲り受けた数量

(6) 「払出数量」

ア 施用、交付した数量

イ 届出業務所内で調製した数量（倍散等）

ウ 麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項（譲渡し）の許可を受けて譲り渡した数量

(7) 「廃棄数量」 **（麻薬事故届に伴い廃棄した数量は記入する必要はありません。）**

麻薬及び向精神薬取締法第 29 条の規定により、あらかじめ知事に届け出て廃棄した数量

(8) 「備考」

ア 上記(5)ウ及びエについては、譲り受けた数量及び譲り渡した者の氏名

イ 上記(6)ウについては、譲り渡した数量及び譲り受けた者の氏名

ウ 上記(7)については、廃棄年月日及び届出年月日

エ 麻薬事故届を提出した場合は、届出数量及び届出年月日

オ 秤量誤差のため帳簿訂正を行った場合は、その数量

6 その他

様式及び記入例は、下記 URL から入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryo/yakubutsu/mayakuyoshiki.html#nenkantodoke>